

令和 6 年度吹田市無線 LAN 環境構築業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 6 年 6 月 24 日

吹田市長 後 藤 圭 二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名  
令和 6 年度吹田市無線 LAN 環境構築業務
- 2 業務概要  
市役所本庁舎について無線 LAN 環境を構築する。
- 3 契約期間  
令和 6 年（2024 年）8 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
- 4 入札保証金  
(1) 入札保証金の納付は、吹田市財務規則第 9 8 条（第 1 0 8 条において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合は免除する。  
(2) 落札者が契約を締結しない場合は、違約金として入札書記載金額の 1 0 0 分の 3 に相当する額を徴収するものとする。
- 5 契約保証金  
落札者は、次の (1) から (4) までに掲げるいずれかの方法により、令和 6 年度吹田市無線 LAN 環境構築業務の契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
  - (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出
- 6 入札参加資格  
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (3) 本市の入札参加有資格者名簿掲載業者であること。参加希望業種等については、本業務を履行可能とみなされる者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) ISO27001 認証又はプライバシーマーク認証を取得しているものであること。

## 7 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2) に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (2) 提出書類

ア 令和 6 年度吹田市無線 LAN 環境構築業務制限付一般競争入札参加に関する提出書類等（様式 1～2）。様式は吹田市ホームページ（事業者向け及びデジタル政策室）に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

イ ISO27001 又はプライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し

### (3) 申込書等の交付及び受付場所

#### ア 交付期間

令和 6 年 6 月 24 日（月）～令和 6 年 7 月 8 日（月）

申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

#### 【ダウンロード方法】

吹田市のホームページ（トップページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和 6 年度(2024 年度) 一般競争入札(業務委託)一覧 > 令和 6 年度吹田市無線 LAN 環境構築業務に係る制限付一般競争入札の実施について）からダウンロードする。

#### イ 受付日時

令和 6 年 6 月 24 日（月）～令和 6 年 7 月 8 日（月）（土・日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午～午後 0 時 45 分を除く）

申込書等は持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

#### ウ 受付場所

「20 問合せ先」のとおり。

### (4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子メールにより通知する。

（令和 6 年 7 月 10 日（水）通知予定）

### (5) その他

提出期間内に申請書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、返却しない。

ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

## 8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

### ア 提出日時

令和6年7月11日(木)～令和6年7月18日(木)(土・日・祝を除く)

午前9時から午後5時30分まで。(正午～午後0時45分を除く。)

### イ 提出場所

「20 問合せ先」のとおり。

### ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

- (2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。

(令和6年7月19日(金) 発送予定。)

## 9 内容等に係る質問等

令和6年6月24日(月)～令和6年7月5日(金)までに電子メールにより質問するものとする。質問に対する回答は、令和6年7月10日(水)に電子メールにより行い、入札参加者全員にその内容を通知するものとする。

## 10 入札の日時及び場所

### (1) 入札日時

令和6年7月22日(月) 午前11時00分(時間厳守)

### (2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 デジタル政策室 第2事務室

## 11 入札方法

- (1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

- (4) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

## 12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

## 13 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

#### 14 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

#### 15 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

#### 16 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行なった者のした入札並びに本市入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記6に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

#### 17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当したとき
- (3) 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

#### 18 契約の締結

契約書の締結に当たっては、契約書の作成を要する。※契約書（案）別紙添付のとおり

#### 19 その他

入札参加者は、この公告および補足資料のほか、「吹田市財務規則」「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

#### 20 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市行政経営部デジタル政策室（高層棟9階）

電話 06-6384-1433（直通）

メールアドレス [den\\_joka@city.suita.osaka.jp](mailto:den_joka@city.suita.osaka.jp) 担当：中島、和田